

第5号議案－HACCP事業化活動のR2年度の実績(国内)について

報告:事業化担当理事/遠藤 博之
西原 美津子/安岡 均/小林 克俊

1. これまでの事業化活動の概況

2019年6月の「年次総会」に議案として上程した「HACCPの事業化活動」は、皆様のご賛同を頂き、正式に事業化をスタートしました。昨年度の総会では、監査会社の設立を目指し、市場調査、監査会社の要件を満たすための要員教育、厚労省提供のe-learningによる勉強会(自習)、広報活動として本会のパンフレット改訂版の印刷及びHACCP役務の小冊子の作成等を実施し、満足に近い活動が出来たと思っております。

2. 令和2年度の実績の概況

令和2年度は、令和元年度からの主な引継ぎ事項として、①資格申請用の内部規定文書の作成、②監査会社の地位・資格の選択、③更なる食品事業者の集客を計画しておりました。

- ① の内部規定文書は、資格申請先「食品安全マネジメント協会(JFSM)」の規定が変更され、一時中断しておりますが、「輸出促進法に基づく登録認定機関制度(農水省)」に合致した「施設の登録認定に関する業務規定」としてほぼ完成しております。
- ② については、本会のNPOや国際性等の特徴に適応し難い点がある場合も考えられ、理事会での継続審議になっておりましたが、NPO法人として適応できるとして推進しております。
- ③ については、新型コロナウイルスにより、多くの事業者、労働者が影響を受け、改正食品衛生法の「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化」の施行が2021年6月に迫りましたが、食品事業者は危機的状況に直面し、HACCPに関する活動は沈黙の状態となっており、集客活動は全く進展をしておりません。

3. 今後の事業化活動について

新型コロナウイルスの変異株の行方に懸念が残りますが、ワクチンの接種が令和3年末には行き届き、食品業界もHACCPの取組活動が本格化することが予想されます。

小規模の食品事業者にターゲットを置き、顧客の獲得とコンサル業務の充実を図り、JFSMの監査会社の実現(変更基準に適合した監査会社)の再検討も進めたいと考えます。

以上